



平成22年7月1日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エー・エー
代表者名 代表取締役社長兼CEO 田 畑 利 彦
(コード番号: 2394 東証第二部)
問合せ先 代表取締役副社長兼COO 早 原 弘 明
(TEL. 03-3878-1176)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成22年7月1日開催の当社取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（以下に定義します。）の全部取得について、平成22年7月16日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び同日開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を総称して「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I 種類株式発行にかかる定款一部変更の件（「定款一部変更の件I」）

1. 定款変更の理由

(1) 当社の親会社である株式会社ギャロップ（以下「ギャロップ」といいます。）は、平成22年4月16日（金曜日）から平成22年6月2日（水曜日）までの30営業日を公開買付期間として、当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しておりましたが、平成22年6月3日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、平成22年6月9日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式87,752株（当社株主の議決権の総数に対する割合:98.37%）を保有するにいたっております。

ギャロップは、平成22年4月16日付で提出された公開買付届出書及び平成22年6月3日付当社プレスリリース「株式会社ギャロップによる当社普通株式等の公開買付け（MBO）の結果に関するお知らせ」の添付資料等で表明しておりますとおり、当社を完全子会社化することを企図しております。

平成22年4月15日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び平成22年4月16日付の意見表明報告書にてお知らせいたしましたとおり、ギャロップは、厳しい経営環境の中で、当社が「公正中立な中古車市場の形成」という経営理念を追求し、更なる成長及び事業の発展を遂げるためには、業務の効率化によるコストダウンを推し進めるとともに、事業環境の変化に合わせて、当社のビジネスモデルを更に進化させるべく、変革に挑戦することが必要不可欠であると考えており、また、こうした変革を実行するにあたっては、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、ギャロップが当社の全株式を取得することにより、当社を完全子会社とすることが最も有効な手段であるという結論にいたっておりますが、当社としましても、ギャロップによる変革は、当社取締役会の有する現状認識及び将来の方針と一致し、当社の中長期的な企業価値の向上をもたらすものであり、当社がギャロップの完全子会社となることによって当社の株式を非公開化することが、短期的な業績の変動に左右されることなく、抜本的な経営改善を機動

的に遂行し、当社の株主の皆様へ経営改善に伴い発生するリスクの負担が及ばぬように回避しつつ、当社が永続的な成長を続ける企業体質を有する企業へ変革するための最も有効な手段であると判断しております。

以上を踏まえ、当社は、以下の①ないし③の方法により当社がギャロップの完全子会社となることといたしました（以下「本完全子会社化手続」と総称します。）。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社といたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第108条第1項第7号の定めを指し、以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられるA種種類株式（以下、「A種種類株式」といいます。）0.00026株を交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の特別決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、当社は全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、当該取得の対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式0.00026株を交付いたします。この際、ギャロップ以外の株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、割当てられるA種種類株式が1株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第234条の定めにより、最終的には現金が交付されることとなります。

(2) 「定款一部変更の件Ⅰ」は、本完全子会社化手続のうち上記①を行うものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられるA種種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。なお、後記「定款一部変更の件Ⅱ」及び「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」でご説明いたしますとおり、全部取得条項付普通株式の取得対価はA種種類株式としております。

会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得した場合（すなわち、本完全子会社化手続を実施した場合）、上記のとおり、ギャロップ以外の株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式は、会社法第234条の定めに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。ただし、売却にあたっては、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象とはなりません（なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、個々の株主の皆様が割当てを受ける端数の比率に応じて売却代金が交付される予定です。）。かかる売却手続に関し、当社は会社法第234条第2項

の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をギャロップに対して売却することまたは会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に140,000円（ギャロップが本公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

「定款一部変更の件I」は、本完全子会社化手続の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

なお、「定款一部変更の件I」にかかる定款変更は、「定款一部変更の件I」にかかる議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>37万2,800株とする。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、37万2,800株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は37万2,700株、第6条の2に定める内容の株式（以下、「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は100株とする。</u></p> <p>（A種種類株式）</p> <p><u>第6条の2</u> 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(種類株主総会)</p> <p><u>第16条の2</u> 第12条ないし第14条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>② 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③ 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

II 全部取得条項にかかる定款一部変更の件（「定款一部変更の件II」）

1. 定款変更の理由

「定款一部変更の件I」でご説明しておりますとおり、当社がギャロップの完全子会社となることによって当社の株式を非公開化することが、短期的な業績の変動に左右されることなく、抜本的な経営改善を機動的に遂行し、当社の株主の皆様へ経営改善に伴い発生するリスクの負担が及ばぬように回避しつつ、当社が永続的な成長を続ける企業体質を有する企業へ変革するための最も有効な手段であると判断しております。「定款一部変更の件II」は、本完全子会社化手続における②として、「定款一部変更の件I」による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定めを設けるものであります。

また、本完全子会社化手続における②の後、株主総会の特別決議によって、当社は株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得しますが（本完全子会社化手続における③）、当該取得と引換えに当社が株主の皆様へ交付する取得対価は、「定款一部変更の件I」における定款変更案により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式0.00026株をもって交付する旨の定めを設けるものであります。かかる定款の定めにしたがって当社が株主総会の特別決議により全部取得条項付普通株式の全てを取得した場合に株主の皆様へ交付するA種種類株式の数については、ギャロップ以外の各株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となる予定であります。

なお、「定款一部変更の件II」にかかる定款変更の効力発生日は、平成22年8月20日といたします。

「定款一部変更の件II」にかかる定款変更については、会社法第111条第2項第1号により、株主総会決議のほか、種類株主総会決議も必要となるため、「定款一部変更の件II」と同内容の議案を、本種類株主総会にも付議することといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、「定款一部変更の件I」にかかる変更後の定款の一部をさらに追加変更するものであります。なお、「定款一部変更の件II」にかかる定款変更は、「定款一部変更の件I」及び「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」が原案どおり承認可決されること並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件II」にかかる定款変更案と同内容の定款変更案の議案のご承認が得られることを条件として、その効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

「定款一部変更の件Ⅰ」による変更後の定款	変更案
(新設)	(全部取得条項) <u>第6条の3</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに普通株式1株につきA種類株式0.00026株を交付する。</u>

Ⅲ 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件Ⅰ」及び「定款一部変更の件Ⅱ」でご説明しておりますとおり、当社がギャロップの完全子会社となることによって当社の株式を非公開化することが、短期的な業績の変動に左右されることなく、抜本的な経営改善を機動的に遂行し、当社の株主の皆様へ経営改善に伴い発生するリスクの負担が及ばぬように回避しつつ、当社が永続的な成長を続ける企業体質を有する企業へ変革するための最も有効な手段であると判断しております。

「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」は、本完全子会社化手続における③として、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件Ⅰ」及び「定款一部変更の件Ⅱ」による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主の皆様に対し取得対価を交付するものであります。

かかる取得対価としては、「定款一部変更の件Ⅰ」における変更後の定款により設けられるA種類株式とし、「定款一部変更の件Ⅱ」による変更後の当社定款第6条の3に定めるとおり、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種類株式0.00026株を交付させていただきます。この結果、ギャロップ以外の各株主の皆様に対して取得対価として割当てられるA種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であり、このように交付されるA種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下の端数処理がなされたのち現金が交付されることとなります。

当社では、「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」が承認された場合に、株主の皆様へ割当てられることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、個々の株主の皆様が割当てを受ける端数の比率に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数のA種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得たうえで、ギャロップに対して売却することまたは会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に140,000円（ギャロップが本公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関

する事項

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更件Ⅰ」及び「定款一部変更の件Ⅱ」による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式にかかる株主（当社を除きます。）の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種類株式0.00026株を交付します。

(2) 取得日

平成22年8月20日といたします。

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」は、「定款一部変更の件Ⅰ」及び「定款一部変更の件Ⅱ」が原案どおり承認可決されること並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件Ⅱ」にかかる定款変更案と同内容の定款変更案の議案のご承認が得られることを条件として、効力が生ずるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたく存じます。

IV 上場廃止

本臨時株主総会において「定款一部変更の件Ⅰ」、「定款一部変更の件Ⅱ」及び「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」にかかる議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件Ⅱ」にかかる議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなり、平成22年7月16日から平成22年8月16日まで整理銘柄に指定された後、平成22年8月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

V 本完全子会社化手続の日程の概要

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりであります。

本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日設定公告	平成22年6月4日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成22年6月18日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成22年7月1日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会	平成22年7月16日（金）
種類株式発行にかかる定款一部変更（「定款一部変更の件Ⅰ」）の効力発生日	平成22年7月16日（金）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成22年7月16日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成22年8月16日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成22年8月17日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成22年8月19日（木）
全部取得条項にかかる定款一部変更（「定款一部変更の件Ⅱ」）の効力発生日	平成22年8月20日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成22年8月20日（金）

以上